

（平成18年度第4四半期分）

業 種	前 期 末 数	許 可	廃 止	今 期 末 数	監 指 視 指 導 数
みそ製造業	30	2	1	31	16
しょう油製造業	12	-	-	12	10
ソース類製造業	61	4	3	62	67
酒類製造業	33	1	-	34	24
豆腐製造業	1,322	6	20	1,308	447
納豆製造業	21	-	-	21	18
めん類製造業	742	13	13	742	238
そう菜製造業	1,168	27	25	1,170	729
かん詰又はびん詰食品製造業	41	1	2	40	30
添加物製造業	145	5	2	148	79
食品製造業等取締条例に 規定する営業	39,304	1,902	2,138	39,068	16,059
行 商	1,334	757	1,100	991	1,350
製 造 業	1,932	43	44	1,931	853
食料品等販売業	29,586	1,039	903	29,722	12,020
卵選別包装業	137	1	-	138	17
給 食 施 設	6,315	62	91	6,286	1,819
食品衛生法施行細則第16条 に規定する届出業種等	152,291	2,220	2,022	152,489	53,125
食 品 製 造 業	6,180	797	800	6,177	3,356
食 品 販 売 業	130,117	1,379	1,200	130,296	43,622
食器具容器包装及び おもちゃの製造販売業	7,769	13	8	7,774	3,651
添加物の製造販売業	8,060	31	14	8,077	2,494
乳 さ く 取 業	165	-	-	165	2
東京都ふぐの取扱い規制 条例に規定する営	6,236	201	171	6,266	1,029

注1. 卵別包装業は、平成13年10月1日から対象

注2. 平成13年10月1日から対象となった液卵製造業は、食品製造業等取締条例に規定する営業の製造業を含む。

資料：健康安全室健康安全課